

2月定例会議に上程予定の条例改正の概要について（令和6年4月1日施行予定）

## 1 久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

### （1）第1号被保険者の介護保険料

3年ごとに策定する介護保険事業計画で見込んだ介護サービスなどの費用総額から、保険料の必要総額を積算して、基準となる保険料（基準額）を算定する。

この基準額を基に、本人の所得や世帯員の課税状況に応じて、所得段階ごとに個人の保険料が決定される。

#### ① 第1号被保険者の介護保険料改定内容（案） ・ ・ ・ **別紙2**

所得段階：15段階（8期と変更なし）

保険料（基準月額）：5,355円

（第8期の5,161円から+194円、3.76%の増）

主な変更点：第1段階の乗率「0.3」を「0.285」に軽減

#### ② 第9期の給付見込みが第8期と比べて増加する理由

・第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の増加とそれに伴う要介護認定者の増加

第1号被保険者数：R5年度 47,693人→ R8年度 48,516人 伸び率101.7%

要介護認定者数： R5年度 7,462人→ R8年度 8,203人 伸び率109.9%

・施設系サービスの整備見込み

介護付有料老人ホーム2施設 126床

・地域密着型サービスの整備見込み

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）定員18人、定期巡回・随時対応型訪問

介護看護1事業所

・介護報酬の改定

+1.59%（うち、介護職員の処遇改善分+0.98%、介護職員以外の処遇改善分+0.61%）

（2）平成30年度税制改正に伴う給与または公的年金等に係る所得を有する場合の算定方法の特例措置の終了

第8期計画においては、平成30年度税制改正に伴い給与及び公的年金等所得額の算定方法が改正され、収入が変わらないのに介護保険料の所得段階が上がるという不利益が生じないように、当該所得金額から10万円を控除して合計所得金額を算定する特例措置を講じられた。

一方、第9期においては、基準所得金額を税改後の所得（特例措置を講じる前の令和4年分の所得）を基準として設定する予定であり、第8期のような意図せざる影響が生じないため、当該規定による特例措置は継続しないことが決定された。

## **2 久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

(主な改正内容)

- (1) 事業者の人員基準の見直し
- (2) 管理者配置基準の緩和
- (3) 身体的拘束等に関する取扱方針の見直し
- (4) 訪問面接要件の緩和（テレビ電話等の活用）
- (5) 重要事項の掲示の見直し
- (6) (5) についての経過措置の適用

## **3 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

(主な改正内容)

- (1) オペレーターの配置基準等の緩和
- (2) 管理者配置基準の緩和
- (3) 重要事項の掲示の見直し
- (4) 身体的拘束等に関する記録の整備の見直し
- (5) 介護従事者の兼務可能な併設施設の見直し
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業者の身体的拘束等の適正化を図る措置の追加
- (7) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
- (8) 協力医療機関の確保
- (9) サテライト型特定施設の職員配置要件の緩和
- (10) サテライト型居住施設の職員の配置要件の見直し
- (11) 介護老人福祉施設の緊急時対応の見直し
- (12) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者の研修受講の推進
- (13) (3)、(6)、(7)、(8) についての経過措置の適用

#### **4 久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

(主な改正内容)

- (1) 管理者配置基準の緩和
- (2) 重要事項の掲示の見直し
- (3) 身体的拘束に関する記録の整備の見直し
- (4) 介護従事者の兼務可能な併設施設の見直し
- (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の協力医療機関の確保
- (7) (5) についての経過措置の適用

#### **5 久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

(主な改正内容)

- (1) 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準に係る見直し
- (2) 管理者に係る見直し
- (3) 利用料等の受領に係る見直し
- (4) 重要事項の掲示に係る見直し
- (5) 身体的拘束に関する記録の整備の見直し
- (6) 身体的拘束等の適正化の推進
- (7) 訪問面接要件の緩和 (テレビ電話等の活用)
- (8) (4) についての経過措置の適用